

# 軽自動車税各種手続きのお知らせ

**軽自動車やバイクの廃車・譲渡・住所変更  
手続きは3月30日(金)までに！**

バイクや二輪、軽四輪自動車などにかかる軽自動車税は毎年4月1日現在の名義人（所有者）に課税されます。

譲渡や転売などにより現在は車を所有していない場合や盗難にあった場合でも、名義変更または廃車の手続きが済んでいないと平成24年度分の軽自動車税が課税されます。なお、軽自動車税は自動車税のように月割課税制度はありませんので、年度途中で廃車した場合でも既に納められた税金をお返しすることはありません。

そのほか、他市町村へ転出または他市町村から転入された場合も届出が必要です。手続きの詳細については、各車種の手続き場所までお問い合わせください。

車種	手続き場所	届出に必要なもの
原動機付自転車 小型特殊自動車	市税務課諸税担当 (市役所1階) ☎32・3845	ナンバープレート・ 印鑑(代理人の場合は 両者の印鑑)
二輪の小型自動車 (250cc超)	徳島運輸支局 (徳島市応神産業団地1番地1) ☎050・5540・2074	ナンバープレート・ 検査証・印鑑(使用者 と所有者の印鑑) など
二輪の軽自動車 (125cc超〜250cc) 三輪の軽自動車 四輪以上の軽自動車	徳島県軽自動車協会 (徳島市応神産業団地1番地4) ☎088・641・2010	ナンバープレート・ 検査証・印鑑(使用者 と所有者の印鑑) など

## 減免制度があります

身体などに障がいのある人が所有する自動車で、本人または家族などの運転で、専ら障がい者のために継続して使用されるものについては、軽自動車税が減免される制度があります。(当減免制度は、障がい者一人に対して普通自動車を含めて一台に限ります。) ※減免対象車を含めてください。

## 【申請受付締切日】 4月24日

受付締切日を過ぎて申請された場合は、翌年度から減免対象となります。

※障がいの等級などにより非該当の場合もあります。

## 普通自動車税

東部県税局(自動車税庁舎)  
TEL088・641・23  
23/FAX088・641・1801)まで。

## 軽自動車税

市税務課諸税担当(TEL32・3845/FAX33・3401)まで。



## 平成24年度土地・家屋価格等縦覧簿の縦覧 および固定資産課税台帳の閲覧を行います

市内に該当資産を所有して縦覧または閲覧を希望される方は、運転免許証や納税通知書など本人確認ができるものをご持参ください。また、借地借家人などは、該当物件の賃貸借契約書など書面で権利関係が確認できるものをご持参ください。

【縦覧・閲覧場所】土曜・日曜・祝祭日を除く  
市税務課(午前8時30分から午後5時15分まで)

## 土地・家屋価格等縦覧簿の縦覧(無料)

土地の納税者は土地の縦覧、家屋の納税者は家屋の縦覧、両資産の納税者は両方の縦覧ができます。

※借地借家人などは縦覧することができません。

## 【各縦覧帳簿の内容】非課税または免税点未満を除く

◆土地(所在・地番・地目・地積・価格)

◆家屋(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格)

※所有者以外の土地または家屋の帳簿も縦覧できます。

【縦覧期間】4月2日(月)から5月31日(木)まで

## 固定資産課税台帳の閲覧(縦覧期間中のみ無料)

納税者(所有者および相続人)、納税管理人、借地借家人の方は閲覧ができます。前記以外の方および法人名義人分を閲覧する方は、納税者の印鑑または委任状が必要です。

【閲覧期間】4月2日(月)から

詳しくは、市税務課固定資産税担当(市役所1階TEL32・2115/FAX33・3401)まで。